

契約締結前の契約概要書面(機械警備)
(根拠 警備業法第19条、施行規則第33条第5号)

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しております。提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます、次に基づく 警備契約締結を完了後、契約締結後の契約概要書面を交付致します。
契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の通りです。ご契約にあたり本書をよく読まれたうえでご契約をお願いします。

1	警備会社名・代表者氏名 住所・電話番号	大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 植草 健史 〒104-8330 東京都中央区京橋三丁目13番1号(有楽ビル) 03-3567-9411(代表)
2	警備業務を行う期間、実施日、 時間帯	契約内容に応じて、本契約を締結する前日までに決定するものとします。
3	警備業務対象施設の名称及び 所在地	お客様ご依頼の施設の名称とその所在地とします。
4	警備業務に従事させる警備員の 人数及び担当業務	1号警備業務(機械警備)を実施し、原則1名、必要に応じて2名以上で行います。
5	警備業務に従事させる警備員が 有する知識及び技能	法令で定められている警備業務の知識及び技能教育を修了した者の他、お客様と協議の上、決定します。
6	警備業務に従事させる警備員が 用いる制服	当社が再委託する警備会社が、公安委員会に届け出ている制服を使用します。
7	警備業務を実施するために使用 する機器又は各種資機材	警備業務用車両、無線機、携帯電話、警戒棒等他、協議の上、必要とするものを使用します。
8	警備業務対象施設の鍵の管理 に関する事項	業務上必要な物件の鍵をお客様から当社が預託し、当社の「鍵の保管・管理要綱」に基づき、再委託先の警備会社が厳重に取扱い保管・管理します。
9	基地局及び待機所の所在地	契約内容に応じて、本契約を締結する前までに決定するものとします。
10	盗難等の事故の発生に関する情 報を感知する機器の設置場所及 び種類その他警備業務用機械 装置の概要	当社と再委託先の警備会社との取り決めの通りとします。 契約内容に応じて、本契約を締結する前までに決定するものとします。
11	待機所から警備業務対象施設ま での路程、又は到着までに通常 要する時間	当社と再委託先の警備会社との取り決めの通りとします。 ① 路程 交通事情、安全性の観点より適切な路程を選択するものとします。 ② 時間 基地局において事故の発生に関する情報を受信した時から警備員が現場に到着するまでに通常要する時間は25分以内とします。
12	送信機器の維持管理の方法	必要に応じて点検整備を行う他、当社と再委託先の警備会社との取り決めの通りとします。
13	警備業務対象施設における盗難 等の事故発生時の措置	直ちに関係機関等へ連絡し、事案に即した所要の措置を講じ、被害の拡大防止等を図ります。
14	報告の方法、頻度及び時期その 他の警備業務の依頼者への報 告に関すること	警備員の出勤結果について所定の書式により速やかに報告します。緊急時は所定の担当者へ直ちに報告し、事故等の拡大防止を図ります。
15	警備業務の対価その他の当該 警備業務の依頼者が支払わな ければならない金銭の額	お見積書の通りとします。
16	上記の金銭の支払い時期及び 方法	業務が完了した月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により、支払いとします。ただし、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、当該支払期日は、休業日前の金融機関の営業日とします。
17	警備業務の再委託に関する事項	この業務は、再委託先の警備会社が行い、再委託先については、本契約を締結する前に通知します。
18	免責に関する事項	(1)天変地変その他、当社の責めに帰さない損害 (2)当社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されないために発生した損害 (3)警備上必要とする開閉扉の鍵を当社が預託されないことに起因した損害など
19	損害賠償の範囲、損害賠償額そ の他損害賠償に関する事項	契約内容により異なるため、契約内容に応じて、本契約を締結する前に決定します。
20	契約の更新及び変更に関する事 項	契約期間満了3ヶ月前までに、その理由を記した文書を提示して行うものとします。終了の意思表示がない場合は、1年間延長して、継続するものとし、その後も同様とします。
21	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前までに、その理由を記した文書を提示して行うものとします。またお客様の事由により契約期間満了(更新期間満了を含む)前に解約する場合は、当社に対して、解約の日から契約満了までの間の委託料金相当額を、お支払い頂くものとします。
22	警備業務に係る苦情を受け付け るための窓口	担当支店・担当事業本部・担当営業所が対応します。
23	これらの他特約があるときは、そ の内容	特記事項がある場合は、別紙書面にて提出します。

※必要に応じて印刷してください。